

福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例 (平成17年9月26日条例第18号)

最終改正:令和4年9月26日条例第12号

改正内容:令和4年9月26日条例第12号 [令和4年12月1日]

○福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例

平成17年9月26日条例第18号

改正

平成30年9月28日条例第15号
令和元年12月19日条例第25号
令和2年9月25日条例第22号
令和4年9月26日条例第12号

福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例

福崎町老人憩いの家設置及び管理に関する条例（昭和47年福崎町条例第12号）の全部を次のように改正する。
（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、福崎町文珠荘（以下「文珠荘」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（目的及び設置）

第2条 町民福祉の向上並びに世代間交流及び地域間交流の増進を図るために、文珠荘を設置する。

（名称及び位置）

第3条 文珠荘の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 福崎町文珠荘

位置 福崎町東田原1891番地

（事業）

第4条 文珠荘は、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）
- （2）公衆浴場営業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条に規定する特殊公衆浴場をいう。）
- （3）飲食店営業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する飲食店営業をいう。）
- （4）前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第5条 文珠荘の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第4条に規定する事業を遂行する業務
- （2）利用の承認に関する業務
- （3）利用料金の徴収及び減免に関する業務
- （4）施設及び付属設備の維持管理及び修繕に関する業務
- （5）その他施設の管理に関して町長が必要と認める業務

（休館日）

第7条 文珠荘の休館日は次に定めるとおりとする。

- （1）木曜日及び第3水曜日
- （2）8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用時間）

第8条 文珠荘の利用時間は次に定めるとおりとする。

- （1）大広間及び個室の休憩については、午前10時から午後9時までとする。午前の部は午前10時から午後3時までとし、午後の部は午後4時から午後9時までとする。
- （2）大広間及び個室の宿泊については、利用開始日の午後4時から利用最終日の午前9時までとする。
- （3）会議室については、午前9時30分から午後9時までとする。
- （4）入浴のみの利用は午前10時から午後8時までとする。ただし、休館日の前日は午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、町長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

（利用料金）

第9条 文珠荘を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用料金を支払わなければならない。

2 町長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、文珠荘の利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

3 利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても、同様とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特に必要があると認める場合は、町長と協議の上利用料金の全部又は一部を免除できるものとする。

(利用の承認)

第11条 文珠荘を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、文珠荘の利用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれがある者

2 指定管理者は、管理上支障があると認めるときは、利用を制限することができる。

(利用承認の取消等)

第13条 指定管理者は次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、その利用承認の取り消し、又は利用の条件の変更、利用の制限、若しくは停止をすることができる。

- (1) 利用者が利用の条件に違反したとき
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき
- (4) その他指定管理者が施設の管理上支障があると認めるとき

(損害の賠償)

第14条 指定管理者及び利用者は、施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、文珠荘の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の福崎町老人憩いの家設置及び管理に関する条例第4条の許可を受けている者は、改正後の条例第11条の承認を受けたものとみなす。

附 則 (平成30年9月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月19日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の福崎町立学校施設等使用条例別表の規定、第2条の規定による改正後の福崎町青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の福崎町文化センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の福崎町体育館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の八千種研修センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第6条の規定による改正後の福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例別表の規定、第7条の規定による改正後の福崎町農林業体験実習館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第8条の規定による改正後の福崎町野外広場の設置及び管理に関する条例別表の規定、第9条の規定による改正後の福崎町エルデホールの設置及び管理に関する条例別表の規定、第10条の規定による改正後の福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例第8条第1項の表の規定、第11条の規定による改正後の高橋ふれあい広場の設置及び管理に関する条例別表の規定、第12条の規定による改正後の福崎町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例別表の規定、第13条の規定による改正後の福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第14条の規定による改正後の福崎町生活科学センター条例別表の規定及び第15条の規定による改正後の福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設等の使用について適用し、同日前の施設等の使用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月25日条例第22号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月26日条例第12号)

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

文珠荘利用料金

種別		単位		区別	利用料金
休憩	大広間	1人1回		福崎町に住民登録がある高齢者、子ども、障害者	220円
				上記以外の者	440円
	個室	1室1回		一律（8畳、10畳）	3,300円
宿泊	大広間	1人1泊		福崎町に住民登録がある高齢者、子ども、障害者	1,100円
				福崎町に住民登録がある上記以外の者	2,200円
				福崎町に住民登録がない者	2,750円
	個室 （8畳、10畳）	1人1泊	2名利用	福崎町に住民登録がある者	4,400円
				上記以外の者	6,600円
			3名利用	福崎町に住民登録がある者	3,850円
				上記以外の者	5,500円
			4名利用	福崎町に住民登録がある者	3,300円
				上記以外の者	4,950円
			5名以上利用	福崎町に住民登録がある者	2,750円
				上記以外の者	4,400円
会議室		1室1時間		一律	2,200円
入浴料		1人1回		福崎町に住民登録がある高齢者、子ども、障害者	200円
				上記以外の者	400円

備考

- 1 利用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、1時間当たりの額の2割増とする。
- 2 利用時間は、準備、後始末の時間を含むものとする。
- 3 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- 4 子どもとは、小学生及び中学生をいう。
- 5 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者をいう。
- 6 宿泊者の入浴料は、無料とする。
- 7 食事を提供する場合、休憩及び会議室の利用料金は無料とする。
- 8 大広間の宿泊は、6名以上の利用とする。
- 9 大広間で会議を行う場合は、会議室利用料金を準用する。